

商品名	たかまつしんきん民事信託専用口座	
預金種類	普通預金	決済用預金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が当金庫営業エリアに居住する方</li> <li>・当金庫提携士業により信託契約を組成した方、もしくは当金庫提携士業の書類チェックを受けた方</li> </ul>	
期間	期間の定めはございません。	
預入	預入方法	随時預入
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	随時払戻しいたします。	
利息	適用金利	変動金利（毎日の店頭表示の利率を適用します。）
	利払方法	年2回（2月と8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	<p>利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>（マル優の利用はできません）</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>	利息はつきません。  税金はかかりません。
手数料諸費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民事信託口座開設手数料」55,000円（消費税込）（口座開設時に必要となります。）</li> <li>・「民事信託口座開設審査手数料」110,000円（消費税込）（契約書等の審査が必要な場合、専用口座開設の可否にかかわらず審査前にお支払いいただきます。なお、案件によっては追加費用が発生する場合があります。）</li> <li>・信託契約書の作成等にかかる費用はお客様のご負担となります。</li> </ul>	
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	—
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、電話：0120-842880）にお申し出ください。	
紛争解決措置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会（東京三弁護士会および岡山弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な香川県の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②岡山県の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金等の自動支払いができます。</li> <li>・インターネットバンキングのご利用ができます。</li> <li>・口座開設にあたっては、当金庫所定の審査があり、結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>	
	<p>預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（受託者ご本人さま名義で当金庫に保有する預金と併せて、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）</p>	たかまつしんきん家族信託専用口座（無利息型）は、預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。